

(素 案)

第4期

生駒市障がい者福祉計画

(平成27年度～平成29年度)

生駒市

第1部 計画の基本的事項

第1章 計画策定にあたって	2
1 計画策定の背景・趣旨	2
2 計画の根拠と位置づけ	2
3 計画の期間	3
第2章 計画策定の経緯	4
第3章 計画の理念	5
1 人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を築く	5
2 健康で生きがいのある暮らしを实践する	5
3 地域において支え合う社会を築く	6
第4章 基本的方針	7
1 生涯を通じて健康であるために	7
2 安心して暮らし続けるために	7
3 やさしい心のまちづくりのために	7
4 生きがいに満ちた生活のために	7
第5章 重点課題	8
1 地域ぐるみで支える体制の整備	8
2 健康づくりの推進	8
3 個人の尊厳の保持と総合的な支援サービスの提供	9
4 共に理解し、共に生きる社会づくり	9
5 生きがいある生活と社会参加	9
第6章 生駒市の障がい者の状況	10
1 人口と世帯数	10
2 障がい者の状況	12

第2部 障がい者福祉計画

第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	16
1 保健・医療サービス等の充実	16
2 早期療育・教育の充実	21
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	25
1 生活支援にかかるサービスの充実	25
2 相談支援の充実	41
3 生活環境の充実	43
第3章 障がい者理解と権利擁護	46
1 交流・啓発による障がい者理解	46
2 権利擁護に対する支援	49

第4章 障がい者の社会参加と就労支援	51
1 社会参加への支援	51
2 就労支援の充実	52

第3部 計画の推進体制

1 推進体制の強化	56
2 地域のネットワークの推進	56
3 社会福祉協議会との連携強化	57
4 各地域における啓発と福祉活動の活性化	57
5 行政としての推進体制	57
6 計画の進行管理	58

第1部 計画の基本的事項

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

少子高齢化社会が進展する中で障がい者の数は年々増加しているとともに、障がいの重度・重複化といった状況がみられます。また、障がい者及び障がい児（以下、「障がい者」という。）の介護をする家族の高齢化が一段と進んでおり、「親亡き後の問題」は一層深刻なものとなっています。

障がい者本人のみならず、家族からの障がい者支援策の拡充に対する期待はますます高まっていると言えます。誰もが住み慣れた地域で安心した生活を継続できる体制の整備が重要な課題となっています。

そのため、全ての障がい者が可能な限り、その身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと及び障がい者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することが必要となります。

また、「住民一人ひとりの想いが支える誰もが安心して暮らせるまち いこま」をめざすためにも、「自助」「共助」「公助」の考え方が根付く取り組みが一層求められます。これらのことを踏まえ、①個人として尊厳を保って生活できる社会を築く ②健康で生きがいのある暮らしを実践する ③地域において支え合う社会を築く という3つの理念に基づき、第4期「生駒市障がい者福祉計画」を策定します。

保健・医療・福祉サービスの総合的な提供体制の整備を図るとともに、障がい者の地域福祉の現状とニーズの把握を行い、これまでの各サービスの整備状況について評価・検証し、新たな目標達成に向けて取り組みを進めていきます。

2 計画の根拠と位置づけ

計画については、障害者基本法第11条第3項に規定する『市町村障害者計画』及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に規定する『市町村障害福祉計画』として一体的に策定しています。

平成24年度から平成26年度を計画期間とした本計画の前の計画である第3期「障がい者福祉計画」を含め策定された第5期「生駒市ハートフルプラン」は、本市の保健・医療・福祉に関する総合的な計画で、「障がい者福祉計画」のほか「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」「次世代育成支援行動計画」「地域福祉計画」の5つの計画で構成されていました。

本計画では、従来の「生駒市ハートフルプラン」と同様に、上位計画である「生駒市総合計画」等の関連計画や本市における保健・医療・福祉に関する事項を定めた他の計画と障がい者の福祉に関する事項を定めるものと調和を保ちつつ、障がい者福祉施策を推進するための基本的な指針としても位置付けています。

第4期「生駒市障がい者福祉計画」の計画期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの3年間とします。

ただし、障害者総合支援法には、計画に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずることが必要であるとされています。

そのため、目標については、少なくとも年一回は実績を把握し、障がい者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更、事業の見直し等の措置を講じます。なお、中間評価の際には、生駒市障がい者地域自立支援協議会（以下、「自立支援協議会」という。）の意見を聴くとともに、その結果について公表します。

第2章 計画策定の経緯

わが国の障がい者施策は、昭和 56 年の「国際障害者年」を端緒として、平成 7 年に「障害者プラン～ノーマライゼーション 7 か年戦略～」、平成 14 年に「新障害者基本計画」が策定されました。

平成 15 年の「支援費制度」の導入により、障がい者の生活支援に向けた施策の一層の推進が図られ、平成 18 年には、障がい者の自立を支援する観点から、「障害者自立支援法」が施行され、それまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス等を共通の制度の下で一元的に提供する仕組みが始まりました。

その後、様々な緊急措置等を重ねながら、現在は、平成 25 年 4 月に改正になった「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づき事業を推進しています。

また、平成 18 年 12 月には、「障害者の権利に関する条約」が国連総会において採択され、条約の締結に向けた国内法の整備が必要となる中、すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を尊重されるものであるとの理念に基づき、平成 23 年 7 月に「障害者基本法」が改正され、平成 24 年 10 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行、平成 25 年 6 月に障害者基本法第 4 条を具現化する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立し、平成 26 年 1 月この条約に批准したところです。

本市においては、平成 15 年 3 月に「生駒市障がい者福祉計画」を策定し、その後、3 年ごとに見直し策定を行っています。平成 25 年度に障害者総合支援法が施行される状況の中、障がい者の自立や社会参加の推進、また、障がい者が円滑にサービスを利用できるよう、第 4 期「生駒市障がい者福祉計画」を策定しました。

第3章 計画の理念

生駒市総合計画では、まちづくりを実現する上で、あらゆる分野において常に踏まえるべき共通の考え方として、次のとおり基本理念が定められています。

(1) 市民主体のまちづくり

まちづくりの主体は市民です。市民主体のまちづくりの基本ルールを定めた生駒市自治基本条例等に基づき、あらゆる分野における、市民の参画、市民・事業者・行政の協働を推進します。

(2) 自助・共助・公助

身近な暮らしに関わるまちづくりにおいては、まず、「自助」（自分自身が行う）、次に「共助」（周囲や地域が協力する）、そして「公助」（行政が支援し、補完する）という考え方を基本とします。

(3) 持続可能な都市経営

少子・高齢化の進行、増え続ける社会保障経費、厳しい財政状況、地球環境問題の深刻化など、これまでの様々なシステムの持続可能性を大きく揺るがす変化が本市を取り巻いています。こうした変化に対応するため、既存の方法を不断に見直し、次世代へ引き継ぐための持続可能な都市経営を行います。

これらの基本理念を受け、本市で生活するすべての市民や事業者、関係機関等の理解と協力を得ながら、「住民一人ひとりの想いが支える誰もが安心して暮らせるまち いこま」の実現に向けて、第4期計画においては、次のとおり基本理念を定めます。

1 人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を築く

障がい者が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会づくりをめざして、保健・福祉・医療・教育・就労にわたる各分野において、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えた中長期的視点に立った支援の取り組みを進めます。

2 健康で生きがいのある暮らしを実践する

障がい者が心身共にいつまでも健康で豊かな生活を送ることができるよう、保健・医療と連携し福祉サービスの充実をめざします。

障がい者が、その意欲と能力と適性に応じて働くことができるよう、就労支援の充実をめざします。また、文化・スポーツ活動を通じて多様なコミュニケーションや自己表現を行い、いつまでも生きがいや希望をもって社会参加を図ることができる環境整備をめざします。

障がい者が、住み慣れた地域において、それぞれの状態やニーズに合ったサービスを適切に効果的に受けられるような地域密着型の福祉を重視します。それにあわせて、生活支援センターや地域活動支援センター等の地域に密着したサービス拠点や、サービス事業者等関係機関、福祉ボランティア等と連携し、各支援体制を総合的にとらえながらきめ細かに提供できるシステムを確立します。特に、障がい者の地域での生活支援を重視し、住み慣れた地域において、個々のケースに応じた適切なサポートケアを早期に提供できるよう努めます。

また、すべての市民が身近な地域での福祉の向上に対する自覚を持ち、豊かな心で障がい者、子どもや高齢者等、支援を必要とする人に対して、様々な意見を出し合いながら支え合いの福祉の理念を実践する、バリアフリーのまちづくりに参加できる仕組みを築きます。

第4章 基本的方針

1 生涯を通じて健康であるために

障がい者に係る保健・医療サービスとして、障がい等の早期発見・早期療育に努めるとともに、乳幼児期から中高年齢に至るまでの各ライフステージに応じた保健サービスの充実を図ります。

また、地域の医療機関と密接に連携を図りながら、障がいの種類や程度に対応した適切な医療サービスの充実を図ります。

2 安心して暮らし続けるために

すべての人が、可能な限り住み慣れた地域や環境で自立した生活を送ることができるよう、疾病や事故等により心身の機能に障がいが生じた場合でも、本人の生活能力を高めるためのリハビリテーション等を重視するとともに、適切な保健・医療・福祉サービスの供給に努めます。

また、福祉サービス利用者がサービス提供者と直接契約を行い、自己選択・自己決定によって必要なサービスを利用する際に、利用者にとってサービスが偏ったり不足することのないようにサービス供給体制を整備し、また、人権の尊重を基本とし、人間としての尊厳を重視した地域ケア体制をめざします。

3 やさしい心のまちづくりのために

市民が互いに助け合い、共に生きる心を持ち、障がい者、子どもや高齢者等に配慮したやさしいまちづくりを推進します。学校、家庭、地域社会においても、障がいに対する正しい理解と認識を深め、障がい者へちょっとした配慮や手助けができるよう普及啓発の取り組みを積極的に推進していきます。また、障がい者、子どもや高齢者等を地域住民が共に支え合う地域社会を築き上げるため、福祉ボランティア等の育成・支援に努めます。

4 生きがいに満ちた生活のために

障がい者の生活の質の向上を図り、ゆとりや潤いのある生活を送るために、就労支援事業所の設置や就労体験、優先調達等を通じ、個人の意欲と能力と適性に応じた就労を確保できるよう就労支援に積極的に取り組みます。

また、文化・スポーツ活動等の参加を通じて多様なコミュニケーションや自己表現を行うことによって、社会参加の機会の確保や促進に努めていきます。さらに、障がいの種類や程度に応じた適切な療育・教育の充実に努めます。

第5章 重点課題

1 地域ぐるみで支える体制の整備

本市では、今後も年々、高齢者人口の増加が予測されています。また、障がい者（手帳所持者）人口についても高齢化と並行して年々増加しています。障がい者については、人数の増加だけでなく核家族化や介護する家族の高齢化等による「家族介護力」の低下により、「親亡き後の問題」は一層深刻なものとなり、社会的支援を必要とする人がますます増加すると考えられます。

こうしたことを背景に、福祉施策に要する費用は増加の一途をたどる一方で、その財源となる市税及び地方交付金等は伸び悩んでいる現状にあります。

今後ますます多様化し、増大する福祉ニーズに対応していくためには、ノーマライゼーションの理念に基づき、地域社会の資源として市民の相互支援、ボランティア活動が機能している地域福祉を実現することが重要であり、「自助」「共助」「公助」の考え方が根付いて、地域住民間のネットワークを広げ、「助け合える」「話し合える」「分かち合える」地域社会の構築が望まれます。

特に近年、障がい者への虐待防止、災害時の要援護者支援体制の構築等、地域の見守りや支え合いを通じた地域ぐるみで支えるケア体制の整備が求められています。

また、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等をすすめるために、相談やサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能をさらに強化する必要があるとされています。

2 健康づくりの推進

次代を担う子どもたちが健やかに学び、遊び、育っていくことや、障がいがあっても安心して地域で暮らせることは重要です。

健康づくりについては、子どもころから規則正しい生活習慣を身につけるとともに、疾病予防や障がいや重度・重複化することへの予防に積極的に取り組むことが第一に重要です。

中でも心の病気については、社会的な偏見や正しい理解の不足もあり早期受診につながりにくい現状があります。そのため心の健康についての啓発や、市民が自ら主体的に健康づくりに取り組むことができる環境づくりは欠かせません。

身近な場所で自分に合った健康づくりが実践できるように学習や運動の機会の提供、場の確保、市民活動への支援、総合的な保健・医療サービスの提供体制の充実等、多様な健康支援サービスメニューの整備及び広く市民に周知する情報提供が必要です。これらの環境整備においては、関係機関と連携した健康づくりに関する市民グループ等の活性化やネットワークづくりの推進が求められています。

生活支援サービスを提供するにあたっては、誰もが人としての尊厳と意思を尊重されることが大切です。

障がい福祉サービスは、契約によって主体的にサービスを選択することができることから、利用者とサービス提供者との対等な関係を保持することが重要であるとともに、利用者の権利が侵害され不利益を被ることのないように、成年後見制度の利用支援など権利擁護に向けたサポート体制を充実させることも必要です。

また、障がい福祉サービスの充実だけでなく、家族への支援や保健・医療・福祉の連携したサービス体制の整備、障がいの早期発見から療育・教育に至るまで連続性のある支援が必要なため、障がい者がそれぞれのライフステージに応じたサービスが受けられるよう、総合的な施策推進やそのための体制整備が重要となっています。

できる限り住み慣れた環境で生活を送ることを基本に、福祉サービス利用希望者それぞれの生活スタイルを尊重し、各自のニーズに応じたきめ細かなサービスの提供ができるよう、人材を育成し、連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行うことで各種の福祉サービスの質的向上を図ります。

障がいがある人もない人も、子どもや高齢者も共に生きる社会づくりが求められています。障がい者の社会参加を推進するためには、障がい者に対する「心の壁（バリアー）」を取り除くことや、様々な障がいの特性や障がい者が困っていること、そしてそれぞれに必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していくことも大切です。

また、障がい者の自立性や主体性を育むためには、幼少期から「共に学び、共に育つ」環境が必要です。障がい者の保育や教育については、障がいのある子どもたちの可能性を伸ばすために、個々の成長段階に応じた療育や、障がいの状態や個々の能力・適性、家庭環境等に応じたきめ細かな教育プログラムが必要です。

障がい者が就労の機会を得ることは、社会の構成員の一員として社会参加し、生きがいを見出すうえで大切なことです。働く意欲を持つ障がい者の能力や適性に応じて、就労の機会や場を充実させるとともに、相談支援等の充実を図ることも必要です。

また、同じ障がいや悩みなどを抱えている、体験・経験の共感者、つまり同じ立場にある障がい当事者同士が、互いの体験・経験を基に語り合い、問題の解決に向けて協働的にサポートを行う相互支援の取り組み（ピアサポート）も必要とされており、取り組みの充実を図っていきます。

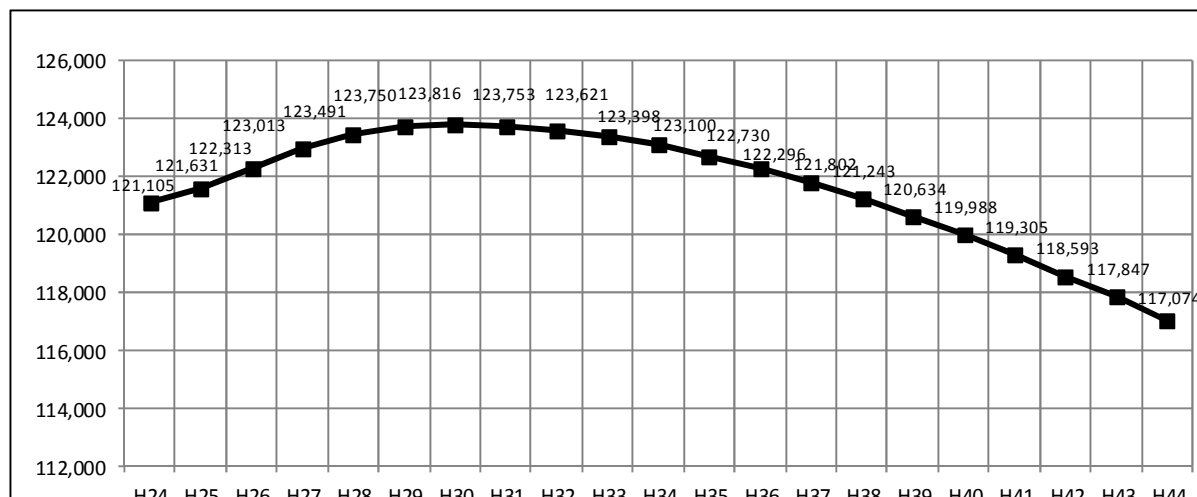
(2) 人口の推移及び将来推計人口 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

本市の人口は、平成 26 年 4 月 1 日現在で 121,185 人となっており、平成 30 年の 123,816 人をピークに減少に転じ、平成 44 年には 117,074 人となるものと推計されています。

また、高齢化率は平成 27 年の 25.2%から平成 44 年には 31.8%と上昇を続ける一方で、生産年齢人口比率は平成 27 年の 60.0%から、平成 30 年には 58.7%と減少をたどり、以降ほぼ横ばいの推計となっています。

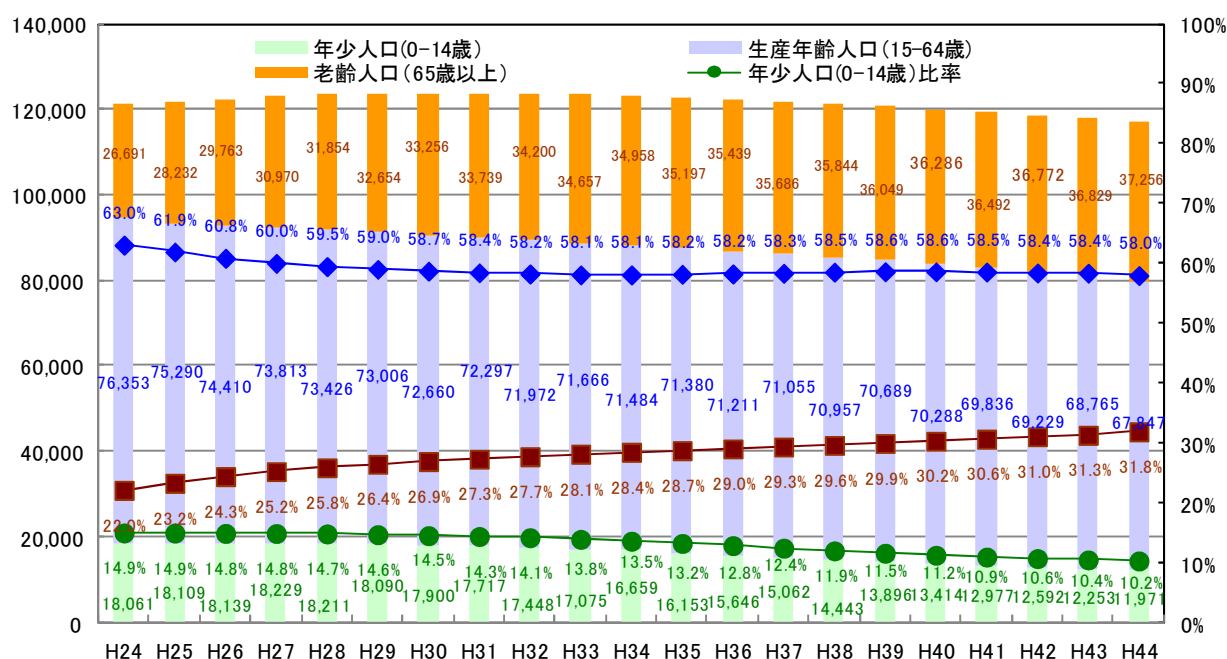
図表 3 将来推計人口

(单位:人)



※生駒市総合計画後期基本計画による ※平成 24～26 年度は推計当時の推定値

圖表4 年齡3區分別人口推移



※生駒市総合計画後期基本計画による ※平成 24～26 年度は推計当時の推定値

(3) 小学校区别人口

人口の推移を小学校区別にみると、平成 22 年から平成 26 年までの間で、最も人口増加率が高かった校区はあすか野の 9.3%で、次いで真弓、壱分となっています。一方、生駒北、俵口、生駒南、生駒南第二の各校区では減少となっています。

図表5 小学校区別人口の推移

(单位：人、%)

区 分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	人口増加率
生駒北	5,848	5,762	5,667	5,700	5,659	-3.2
鹿ノ台	9,184	9,285	9,405	9,474	9,405	2.4
真 弓	9,532	9,657	9,854	10,139	10,143	6.4
あすか野	9,149	9,270	9,521	9,664	10,004	9.3
生駒台	13,799	13,903	13,983	14,012	13,948	1.1
俵 口	13,776	13,682	13,702	13,708	13,649	-0.9
桜ヶ丘	7,975	8,046	8,223	8,325	8,363	4.9
生 駒	13,060	12,923	12,956	13,020	13,118	0.4
生駒東	11,356	11,543	11,618	11,672	11,540	1.6
生駒南	7,455	7,481	7,449	7,508	7,417	-0.5
壱 分	10,466	10,510	10,519	10,811	11,008	5.2
生駒南第二	7,075	7,045	7,013	6,998	6,931	-2.0
計	118,675	119,107	119,910	121,031	121,185	2.1

※各年４月１日現在の住民基本台帳による

2 障がい者の状況

(１) 障がい程度別障がい者数の推移と推計 ●●●●●●●●●●●●●●●●

障がい者（手帳所持者）数は、平成 26 年 4 月 1 日現在で、身体障がい者が 3,705 人、知的障がい者が 621 人、精神障がい者が 491 人で、障がい者総数は 4,817 人、障がい者比率は 3.97% となっています。

障がい者数の推移では、平成 29 年における身体障がい者が 3,950 人、知的障がい者が 707 人、精神障がい者が 630 人で、障がい者総数は 5,287 人となり、いずれの障がいも年々増加しており、それに伴い、障がい者比率も高くなる傾向にあります。

障がい程度別にみると、身体障がいは１級と４級が多く、また１、２級を合わせると約４２％を占め、重度障がい者の割合が高くなっています。知的障がいは、Ａ、Ｂともほぼ同じ割合で、精神障がいは、２級が最も多く、全体の約６６％を占めています。

(单位:人)

※精神障がい者数は各年 6 月末現在の数値(本市調べ)

13

図表7 障がい部位別にみた推移と推計

(単位：人)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
視 覚	242	236	229	222	215	208
聴覚・平衡	217	220	226	231	208	241
音声・言語	34	38	34	35	37	39
肢体不自由	2,017	2,040	2,103	2,146	2,190	2,235
内部機能	1,040	1,062	1,113	1,150	1,188	1,227
計	3,550	3,596	3,705	3,784	3,784	3,950

各年 4 月 1 日現在の数値

第2部 障がい者福祉計画

第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実

事業推進の考え方

障がい者が、生涯を通じて心身ともに健康で豊かに地域で暮らしていくためには、障がい者の生活ニーズを基本として、関係機関等が連携し、生活の各場面における支援を効果的に行うことが重要です。

保健分野における母子保健事業や健康増進事業は、疾病や障がいの発生予防や早期発見の機会として重要です。また、障がいによる身体的、精神的な負担がさらなる障がいの重度化を招き、二次障がいを引き起こされる場合があるため、健康の保持・増進には特別な配慮が必要です。

近年、自殺が増加しており、その背景には多様かつ複合的要因が関連するものの、特に、うつ病等の精神疾患が関連することが多くなっていることから、心の健康への適切な支援を行う取り組みが重要です。

医療分野では、平成27年度に生駒市立病院が開院されることにより、二次救急医療や小児二次医療の充実を図ることで、疾病や障がいの重度化を防ぐことが期待されます。

また、障がい特性に応じた医療サービスの充実や保健・医療と福祉サービスとの連携の充実も必要となります。

療育・教育においては、子ども・子育て支援法において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていることを踏まえて、障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもに対して、発達段階での課題を早期に発見し、適切な支援につないでいくことが重要です。そのために、母子保健、保育・教育機関等や、地域での子育て支援の取り組み等と連携を図りながら、ニーズに応じた切れ目のない支援をしていくことが重要となります。

学校においては、発達障がいを抱える児童への支援等も含め、乳幼児期の療育・保育からの継続性を重視しながら、関係機関との連携のもと、個々の障がいや発達状況に応じた特別支援教育の充実に取り組んでいく必要があります。

1 保健・医療サービス等の充実

疾病及びそれが原因となって生じる障がいをできるだけ軽減できるよう、各年齢層に応じた健康診査を実施し、障がいの早期発見・早期治療に努めるとともに、相談・指導事業の充実等により、健康の保持増進を図ります。

また、障がい者が身近な地域で安心して医療サービスを受けられるよう、障がい者に対す

る医療サービスの充実に努めます。

(１) 保健サービスの充実 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

■母子保健事業

障がいの予防や早期発見を目的として、妊婦・乳幼児等の健康診査を行うとともに、母子の健康の保持増進を図るため、訪問等による個別指導、子育て相談事業、育児教室、調理実習等を行います。

・母子保健訪問指導

「妊産婦・新生児訪問指導」「こんにちは赤ちゃん事業」等、保健師等の家庭訪問により、妊産婦、乳幼児に対する養育上の必要な事項について、適切な指導を行い、親子の健康の保持増進を図ります。 また、未熟児訪問指導を実施し、よりリスクの高い乳児の在宅生活を支援しています。

・母子保健指導

母子保健施策を推進するためには、地域住民の生活に密着した事業を強化することが効果的であり、「パパママ教室」「おやこ広場」「初めての離乳食講習会」等の教室や「各種育児相談」「個別発達相談」等の相談事業を通じて、母子保健に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

・ 妊婦、乳幼児健康診査

妊娠中に必要な健康診査に要する費用の補助を行い、すべての妊婦が安心・安全に出産を迎えられるよう支援します。すべての乳幼児が身体的、精神的、社会的に最適な発達を遂げること、また、より健康な生活を保持増進することを目的として、市内の指定医療機関やセラビーいこまで、乳幼児健康診査を実施します。その結果、精密な診査や経過観察が必要な乳幼児に対しては精密検査や事後指導等を行います。

■健康増進事業

障がいの有無にかかわらず、疾病の予防および軽減を図り、健康の保持増進に努めることが必要です。そのため、健康増進事業として、各種検（健）診、健康教育、健康相談等の事業を実施します。

・各種検（健）診

がん、心臓病、脳血管疾患の三大生活習慣病を中心とした疾病の予防対策として、胃がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診および健康診査を実施し、早期発見、早期治療につなげます。また、必要な人に対して食生活や運動等に関する指導を行い、健康管理の意識高揚を図ります。

・健康教育

「自分の健康は自分で守り、つくる」という認識と自覚を高めることを目的に、生活習慣病の予防や健康増進等に関する正しい知識の普及を図り、壮年期からの健康の保持増進を図ります。

・健康相談

家庭における健康管理に資するよう、心身の健康に関する個別の相談に応じ、個人の特性を配慮しながら必要な指導及び助言を行います。

・訪問指導

療養上の保健指導が必要と認められる人及びその家族に対し、主治医や関係機関とも連携をとりながら、保健師等が訪問し、必要な保健指導を行います。

■心の健康

心の健康を保つためには、ストレスをうまくかわす方法や適度な運動、休養を図るなど日常生活上の工夫が必要です。特に、障がい者をはじめ、障がい者を支える家族が心の健康を崩し、二次的な障がいを引き起こすことのないよう、心の健康の保持増進に向けた取り組みを啓発します。

また、健康相談等の場面において、うつ症状等の早期発見に努めるとともに、医療機関や保健所、障がい者生活支援センター等の専門相談機関との連携を強化し、適正な治療へつなげます。

さらに、自殺予防の取り組みに関し、自殺は、本人にとってこの上ない悲劇であるだけでなく、家族や周りの人々に大きな悲しみと生活上の困難をもたらす、社会全体にとって大きな損失であるとの認識が必要です。このような悲劇を招かないよう、国や関係団体等と緊密な連携を図り、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざします。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であることから、周囲の人間がうつ症状等

- ・ 訪問看護

重度身体障がい者等、在宅において寝たきりやそれに準ずる状態にある人に対して、主治医の指示に基づき、看護師等が家庭訪問する看護サービスと連携を図ります。

■ 自立支援医療費の給付

自立支援医療として共通の制度のもとに、更生医療、育成医療及び精神障害者通院医療を実施しています。障がいの軽減、自立促進、社会参加の向上に向けて、自立支援医療の普及啓発を図るとともに、その適切な運用に努めます。

- ・ 更生医療

18歳以上の身体障がい者に対し、その障がい部位に必要な医療を行うことにより、障がいの軽減又は機能回復を図ります。

- ・ 育成医療

18歳未満で、身体上の障がいを有する児童又は現存する疾患を放置すると将来に障がいを残すと認められる児童に対し、必要な医療を行うことにより、障がいの軽減を図ります。

- ・ 精神通院医療（県事業）

精神疾患のある者に対し、必要な医療を行うことにより、症状の改善を図ります。

■ その他の医療費公費助成

- ・ 精神障がい者医療費助成事業

自立支援医療において、公費負担を受けている精神障がい者の通院医療費の自己負担金に対する助成を行います。

また、今後、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担金に対する助成をすすめていきます。

- ・ 心身障がい者（重度心身障害老人等）医療費助成制度

身体障害者手帳1、2級、療育手帳A、A1、A2の所持者の医療費で、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額を助成します。

なお、他の福祉医療助成制度とともに、今後、社会保障経費が増大する中においても、より効果的で継続的な支援ができるように取り組んでいきます。

難病患者及びその家族に対し、保健所をはじめ保健・医療・福祉等の関係機関と連携し、必要に応じて、家庭訪問による相談や治療に対する公費補助も含めて、患者等の療養生活を支援します。

障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもの早期療育は、保護者の不安や悩みに応え、乳幼児期の発達を促すとともに、障がいの状態の改善に寄与するなど、重要な施策となります。

(１)早期療育の充実 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

障がい児の育成については、仲間と交流し、相互に理解、協力しながら育つ環境づくりをめざすとともに、できるだけ早期に、特に発達期にある乳幼児期に発達を促す適切な支援を行い、基本的生活能力の向上を図ることが重要です。そのため、障がい児一人ひとりが総合的に成長することをめざし、保育所や幼稚園等において「共に学び、共に育つ」保育・教育の推進を図ります。また地域における療育体制の整備を図るため、障がい児とその家族の要望を踏まえ、各種の福祉サービスの有機的な連携に努めます。

保育所等で実施する集団保育が可能な障がいを持つ児童が、家庭の状況により保育を必要とする場合に、保育所、学童保育所で受け入れるとともに、必要に応じて加配保育士、指導員を配置し、集団保育の中で心身の発達を促進します。

障がいのある幼児の受け入れにあたっては、加配教員の配置や環境整備を行い、特別支援教育の充実を図ります。

・ 児童発達支援・医療型児童発達支援

障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもを施設に通園させ、日常生活における基本的な動作の指導や遊びを通じての運動能力や言葉の基礎となる力の習得、集団生活への適応訓練、治療等を行います。

・ 放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。

■ 相談支援の充実

障がい児の保育、教育を総合的に進めていくためには、関係者や家庭、または地域等が一体となって、適切な役割分担のもと、保育、教育を進める環境づくりが必要です。そのため、障がいに関する悩みや不安を抱える保護者の相談に応じるとともに、関係機関との連携を強化しながら総合的な療育体制を推進します。

・ 障がい児相談支援体制の充実

生活支援センターにおいて、発達に問題や障がいを持つ児童とその家族に対して、勉強会や交流会、子育て、療育等の相談支援を行います。また、週1回子どもが自由に遊べる場を開設し、保護者が気軽に相談できる環境整備を行っています。

また、発達障害者支援センターとも連携し、より専門的で広域的な相談支援の充実に努めます。

・ 家庭児童相談（こどもサポートセンターゆう）

児童に関わる問題が複雑多様化しているため、18歳未満の児童に関するあらゆる問題について、専門的知識・技術を有する家庭相談員による相談や指導を実施します。

・ 教育相談

児童生徒・保護者等を対象に、教育や子育ての悩み、また特別支援教育に関する相談への対応やカウンセリングを行います。

・ 就学指導

障がいのある幼児、児童、生徒の状況に応じて適正な就学ができるよう、市就学指導委

を深めるとともに、児童生徒に対しても適切な指導ができるよう、研修・研究の機会を整備します。

- ・ 特別支援教育コーディネーターの配置、研修

特別支援教育コーディネーターを配置し、校内委員会の設置等、特別支援教育の体制を充実させます。また、各学校において特別支援教育推進の中心となる教員の研修を実施します。

- ・ 特別支援教育研究会の設置

小・中学校の特別支援学級担任による研究会を組織し、特別支援教育の充実を図ります。

■ 教育環境等の整備充実

学校施設において、障がいのある子どもが不利益を受けないよう、学習環境の整備、改善に努めます。

- ・ 小・中学校における身体障がい児対応の施設改良

小・中学校における身体障がい児の就学が無理なくできるよう、スロープや手すりの設置、障がい者用トイレの整備等、施設の改修によるバリアフリー化を推進します。

- ・ 特別支援教育就学奨励費

小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じて特別支援教育就学奨励費を支給します。

第2章 地域生活のための総合的な支援体制

事業推進の考え方

障がい者が地域で安心して自立した生活を送るためには、障がい者の生活ニーズを把握し、障がい当事者や家族、関係団体、事業者、行政、関係機関等が連携して、地域生活のための総合的な支援体制の仕組みを作ることが重要です。

障害福祉サービス等は、利用者の自己決定を尊重し、契約によりサービスを利用する制度であることから、障がい者のニーズに合ったサービスの適切な提供とともに、サービスの利用にあたっては、相談支援の充実が必要となります。

また、障がい者を取り巻く地域の課題については、自立支援協議会を通して課題解決に取り組むことが必要です。本市においては、障がい者のニーズに対して、今後不足が見込まれるサービスもあり、特に、就労支援を含む日中活動系サービスや地域生活への移行に伴う居住系サービス等の充実及び障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備に取り組んでいく必要があります。

さらに、障がい者が安心して地域生活を送ることができるよう、都市基盤や施設などの整備、災害時の避難支援体制の整備等、防災対策の充実にも努めていきます。

1 生活支援にかかるサービスの充実

障がい者が必要とする生活支援やサービスの量的・質的な充実を図るとともに、ライフステージに応じた各種サービスの提供により、自立した生活を支援します。

障がい者の入所施設から地域生活への移行と就労支援については、国の基本指針に基づきそれぞれの成果目標を設定することとします。

平成29年度末までの地域生活への移行は、平成25年度末時点における施設入所者の12パーセント以上を基本とし、「福祉施設の入所者の地域生活への移行者数9人」とするとともに、平成29年度末までに、平成25年度末時点の入所者数の4パーセント以上の削減を基本とし、「施設入所者の削減者数3人」を計上するものとします。

また、就労支援については、福祉施設からの一般就労への移行を、平成24年度中の移行実績の2倍以上とすることを基本として、平成29年度中の「福祉施設から一般就労への移行者数10人」を計上するものとします。

さらに、障がい者の地域での生活を支援する拠点として、平成29年度末までに地域生活支援拠点を1か所整備するよう努めます。

(1) 訪問系サービスの充実 ●●●●●●●●●●●●●●●●

一人ひとりの状況に応じて必要なサービスを提供できるよう、必要サービス量の確保に努めます。

■居宅介護（ホームヘルプサービス）

日常生活を営むことが困難な身体障がい者や支援が必要な精神障がい者、知的障がい者、難病患者等にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

利用量の大幅な増加はありませんが、今後は施設入所者や長期入院している精神障がい者等の重度障がい者等の地域移行も踏まえ、利用量が増加すると想定されることから、必要サービス量の確保に努めます。見込量は実績数値と伸び率及び地域移行等を勘案して算出しています。

(各年度3月期)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居 宅 介 護	利 用 時 間	1, 823	1, 855	2, 002	2, 076	2, 153	2, 233
	利 用 者 数	113	107	111	115	119	124

■重度訪問介護

常時介護を要する重度の肢体不自由者又は行動上著しい困難を有する重度の知的障がい者や精神障がい者に対して、居宅において、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護や相談等を行うとともに、外出時における移動中の介護を総合的に行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

利用対象者が限定されたサービスであるため、実績数値の大幅な増加はありませんが、平成26年度からの法改正に基づくサービス利用対象者の拡大と、重度障がい者等の地域移行も踏まえ、必要なサービスが適切に受けられるよう、サービス量の確保に努めます。見込量は実績数値と伸び率及び対象者の拡大を勘案して算出しています。

(各年度3月期)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
重 度 訪 問	利 用 時 間	284	332	518	622	726	829
介 護	利 用 者 数	2	4	5	6	7	8

■重度障害者等包括支援

常時介護を要する重度の肢体不自由者等が、その介護の必要の程度が著しい際に、日常生活上の介護等を総合的にを行います。

サービスの特性上、対象者が限られ実績はありませんが、今後必要となる場合には適切なサービス提供を行います。

■行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護が必要な障がい者が外出する際に生じる危険を回避するために必要な援護や移動中の介護を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

障がい者の社会参加や自立支援及び介護者の負担軽減のため、一定の支給基準のもと、必要に応じたサービスを提供できるようサービス量の確保に努めます。見込量は実績数値と伸び率を勘案して算出しています。

(各年度3月期)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
行 動 援 護	利用時間	614	532	545	565	586	608
	利用者数	45	41	42	44	46	48

■訪問入浴サービス

通所による入浴が困難な重度障がい者に対し、訪問入浴車を派遣し、在宅での入浴を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

サービスの特性上、対象者が限られ利用実績は少ないですが、重度障がい者の在宅生活を支えるサービスとして、必要に応じたサービス提供に努めます。見込量は利用実績を勘案して現状維持で算出しています。

(各年度3月期)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪 問 入 浴	利用者数	1	1	1	1	1	1

(2) 日中活動系サービスの充実 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

利用者のニーズにあった日中活動が送れるよう、生活支援や就労支援のサービスの提供体制の整備に努めます。特に、特別支援学校の卒業者や、入所施設や医療機関から地域生活に移行する人等の新たなニーズにも対応できるよう、事業所等の協力を得て、障がい者の就労支援を中心とした日中活動系サービスの提供施設を開設することにより、サービス提供体制の整備に努めます。市内だけでは確保が難しい福祉サービスについては、市外の事業所の協力を得て、利用施設の確保に努めるとともに、連携強化や情報提供の充実に努めます。

また、身体障がい者や難病患者等の生活介護サービス等については、介護保険サービス事業所（基準該当）の利用も含めて提供できるよう、身近な地域でのサービス提供体制の整備に努めます。

■生活介護

常時介護を要する障がい者が、主として昼間に、障害者支援施設その他施設に通い、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等のサービスを受けながら、各種創作活動や生産活動が行えるよう支援します。

【実績・今後の方向性と見込量】

特別支援学校の卒業生が毎年度10人以上見込まれるとともに、入所施設等からの地域移行の推進等により、新規の利用希望者が増加することが予測されることから、サービス提供体制の整備を行い必要サービス量の確保に努めます。見込量は実績数値及び伸び率等に基づき算出しています。

(各年度3月期)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	利用日数	3,750	3,965	4,155	4,340	4,617	4,801
	利用者数	206	212	225	235	250	260

■療養介護

医療を要し常時介護が必要な障がい者に対して、主として昼間に、病院その他施設において機能訓練、療養、看護、日常生活の介護等を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

サービスの特性上、利用対象者が限られますが、医療と常時介護を要する障がい者には

重要なサービスであり、病院など関係機関との連携のもと、利用施設の確保と必要サービス量の確保に努めます。見込量は実績数値及び伸び率を勘案して算出しています。

(各年度3月期)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
療 養 介 護	利 用 者 数	10	12	12	12	13	13

■ 自立訓練

障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活機能の向上のために、施設等において訓練を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

市内に提供事業者が無く利用対象者も限定されるサービスですが、今後、自立訓練(生活訓練)は、施設入所者等の地域移行等により新規の利用希望者が増加することが予測されることから、サービス提供体制の整備を行い必要サービス量の確保に努めます。各サービスの見込量は実績数値及び伸び率等を勘案して算出しています。

(各年度3月期)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自 立 訓 練	利 用 日 数	48	40	48	48	48	48
(機能訓練)	利 用 者 数	4	3	4	4	4	4
自 立 訓 練	利 用 日 数	78	136	136	136	306	306
(生活訓練)	利 用 者 数	5	8	8	8	18	18
宿 泊 型	利 用 日 数	31	93	93	93	93	93
自 立 訓 練	利 用 者 数	1	3	3	3	3	3

■ 就労移行支援

就労を希望する障がい者に対して、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

障がい者の自立した生活を支援するため、一般就労へ円滑に移行できるよう、就労移行支援事業の活用を推進するため、サービス提供体制の整備を行い、必要サービス量の確保に努めます。見込量は、国の基本指針に基づき、平成29年度末の利用者数を平成25年度末から6割以上の増加をめざし、実績数値と伸び率等に基づき算出しています。

(各年度3月期)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就 労 移 行	利 用 日 数	407	481	613	683	946	1,016
支 援	利 用 者 数	25	31	35	39	54	58

■就労継続支援

通常の事業所での就労が困難な障がい者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供します。

【実績・今後の方向性と見込量】

障がい者の自立した生活を支援するため、日中活動、福祉的就労、就労支援に向け、利用者のニーズに対して適切なサービス提供を行います。

また、利用者のニーズや特性に合った事業所を利用できるよう、市内外の事業所との連携強化や情報提供の充実に努めるとともに、サービス提供体制の整備を行い、必要サービス量の確保に努めます。見込量は実績数値及び伸び率等に基づき算出しています。

(各年度3月期)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就 労 継 続	利 用 日 数	392	473	572	660	881	969
(雇 用 型)	利 用 者 数	18	22	26	30	40	44
就 労 継 続	利 用 日 数	1,073	1,201	1,404	1,529	1,841	1,966
(非 雇 用 型)	利 用 者 数	70	77	90	98	118	126

■短期入所

介護者等の病気、出産等により、一時的に家庭での介護が困難となった場合、障がい者やその家族等の負担を軽減するため、在宅障がい者が短期間施設を利用することにより、障がい者の一時保護を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

介護者の緊急時に直に対応できるように受け入れ体制の整備に努めます。平成26年度からは事業所との協力のもと、生駒市福祉センターの施設の活用により主に重度の身体障がい者が利用できるよう、受け入れ事業所の拡大を推進しました。見込量は実績数値と伸び率を勘案して算出しています。

(各年度3月期)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
短 期 入 所	利 用 日 数	145	136	183	188	193	198
	利 用 者 数	30	31	36	37	38	39

■地域活動支援センター

障がい者の創作的活動や生産活動の機会及び交流の場を提供します。

【実績・今後の方向性と見込量】

現在、市内に2か所設置していますが、障がい者の日中活動や社会参加、交流の場を確保するため、地域活動支援センターの機能の充実に努めます。見込量は利用実績を勘案して算出しています。

(年度実人員)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地 域 活 動	利 用 者 数	97	93	97	97	97	97

■日中一時支援

主に知的障がい者や障がい児に対して、一時的に介護が困難な場合、通所施設等において短時間の見守り、保護を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

法改正に伴い、市内に児童通所支援の事業所が整備されたことから、児童の利用を中心に実績は減っていますが、介護者等の緊急時に直に対応できるよう、事業所の協力のもと支援体制の整備に努めます。見込量は利用実績を勘案して現状維持で算出しています。

(各年度3月期)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日 中 一 時	利 用 日 数	684	311	311	311	311	311
	利 用 者 数	141	85	85	85	85	85

■児童発達支援・医療型児童発達支援

障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもを施設に通園させ、日常生活における基本的な動作の指導や遊びを通じての運動能力や言葉の基礎となる力の習得、集団生活への適応訓練、治療等を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

母子保健サービスとの連続性の中で、途切れることなく発達段階における課題を早期に発見し、早期に適切なサービスが受けられる体制づくりに努めます。医療型児童発達支援事業はサービスの特性上、利用対象者が限られ実績はありませんが、今後必要となる場合には適切なサービス提供を行います。

(各年度3月期)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児 童 発 達	利 用 日 数	1,303	1,439	1,711	1,711	1,711	1,711
支 援	利 用 者 数	212	197	205	205	205	205

■放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。

【実績・今後の方向性と見込量】

支援が必要な障がい児に適切なサービスが提供できるよう、必要サービス量の確保に努めるとともに、学校との連携により効果的な支援が受けられる体制づくりに努めます。見込量は利用実績と伸び率を勘案し算定しています。

(各年度3月期)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
放課後等デイ	利 用 日 数	428	939	1,800	2,400	2,640	2,880
	利 用 者 数	59	100	150	200	220	240

(3) 居住系サービスの充実 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

入所施設や医療機関から地域生活への移行をすすめるうえでの受け皿となるとともに、家族から自立して生活する場とし、事業者等の協力を得て、市内において共同生活援助（グループホーム）のサービス提供体制の整備を推進します。

■ 共同生活援助（グループホーム）

地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者に対して、主として夜間に、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

施設入所者や退院可能な精神障がい者等の地域移行を促進するため、障がい者の自立支援として市内外の事業所を問わず、グループホームの利用を推進します。また、今後、地域生活支援の拠点として更なる需要が見込まれるため、市内において、事業所の協力を得て、事業所の開設を促進するとともに、サービス提供体制の整備に努めます。見込量は実績数値等に基づき算出しています。なお、平成26年度から共同生活介護と一元化されました。

（各年度3月期）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助	利用者数	2	2	41	44	65	68

■ 共同生活介護（ケアホーム）

障がい者が、地域の住宅等で共同で生活する形態において、主として夜間に、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等のサービスを提供します。

【実績・今後の方向性と見込量】

法改正により平成26年度から共同生活介護は共同生活援助と一元化されました。

（各年度3月期）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活介護	利用者数	31	36	—	—	—	—

■施設入所支援

在宅での生活が困難な施設入所の障がい者に対して、主として夜間に、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等のサービスを提供します。

【実績・今後の方向性と見込量】

施設入所者の地域移行をめざしつつ、真にサービスを必要とする障がい者に対してサービス量を確保します。見込量は、国の基本指針に基づき削減しています。

(各年度3月期)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施 設 入 所 支 援	利 用 者 数	68	68	68	67	66	65

■ 福祉ホ一ム

居住の場の確保が困難な障がい者に対し、低額な料金で住居の提供を図ります。また、居宅サービスとの連携を図ることにより、生活環境の充実を図ります。

【実績・今後の方向性と見込量】

現在、本市には5年～10年の中期的な入居施設として1か所の福祉ホームがありますが、今後、入居者の共同生活援助（グループホーム）への移行も図りながら、新規の障がい者の受け入れ体制の整備を推進します。見込量は利用実績と事業所のサービス提供体制を勘案して算出しています。

(各年度3月期)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
福 祉 ホ ー ム	市 内 施 設 利 用 者 数	12	14	18	18	19	19
	市 外 施 設 利 用 者 数	2	2	2	2	2	2

(４) 移動サービスの推進 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

■移動支援

障がい者が社会生活上、外出することが必要な場合において、行動する際に生じる危険回避のための援護や移動中の介護を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

障がい者の社会参加や自立支援及び介護者の負担軽減のため、一定の支給基準のもと、必要に応じたサービスが提供できるよう、事業所の確保に努めます。見込量は利用実績を勘案して算出しています。

(各年度3月期)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移 動 支 援	利 用 時 間	734	818	928	991	1,053	1,115
	利 用 者 数	73	88	94	101	107	113

■同行援護

視覚障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者が、社会生活上、外出する場合において、代筆や代読等、移動時における視覚的情報の支援や援護、食事や排泄等、外出時に必要となる援助を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

視覚障がい者の社会参加や自立支援のため、一定の支給基準のもと、必要に応じたサービスを提供できるようサービス量の確保に努めます。見込量は実績数値と伸び率を勘案して算出しています。

(各年度3月期)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
同 行 援 護	利 用 時 間	174	203	216	244	271	298
	利 用 者 数	13	14	16	18	20	22

■障がい者等交通費等助成事業

障がい者、難病患者の生活範囲を拡大し、外出機会の促進を図ることを目的として、電車、バス、タクシー利用券等を配布します。

今後、年々給付対象者が増えていく状況下において、市の財政状況等のかんがみ、見直しを検討します。

■コミュニティバスの運行と利用支援

日頃から外出の機会を持つことは、社会参加や健康維持の観点からも大変意義があり、障がい者の外出支援の一助として、コミュニティバスの利用料金の割引をおこなっています。今後も、「生駒市地域公共交通総合連携計画」の考え方に沿って運行計画を検討し、

利便性向上のための取り組みを進めます。

■自動車運転免許証取得費・自動車改造費の助成

一般の交通機関の利用が困難な身体障がい者に対して、運転免許証取得のための教習費用の助成や、就労等に伴い、所有する自動車の改造に要した費用を助成します。

【実績・今後の方向性と見込量】

サービスの特性上、対象者が限られ実績は少ないですが、今後必要となる場合には適切なサービス提供を行います。

(各年度実件数)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
運 転 免 許 取 得	利 用 件 数	2	0	2	2	2	2
自 動 車 改 造 費	利 用 件 数	1	0	1	1	1	1

(5) 福祉用具の給付等 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

■補装具費の支給

身体の失われた部位や機能を補って日常生活を容易にするため、義肢、装具、車いす、補聴器等の補装具の交付・修理にかかる費用を助成します。

【実績・今後の方向性と見込量】

障がい者が日常生活を送るうえで必要なサービスであるため、速やかに適正な給付を行います。見込量は実績数値を勘案して算出しています。

(各年度実件数)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
補 装 具 費	利 用 件 数	210	202	210	210	210	210

■日常生活用具の給付

在宅の、主に重度身体障がい者等に対して日常生活の便宜を図るため、特殊寝台、特殊マット等、障がいの種類や程度、必要性に応じた用具を給付します。

【実績・今後の方向性と見込量】

在宅生活支援の観点から、障がい者の生活実態に合わせて、速やかな適正給付に努めます。見込量は実績数値を勘案して算出しています。

(各年度実件数)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日常生活用具	利用件数	1,634	1,673	1,851	2,029	2,207	2,385

■小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業

在宅で療養している小児慢性特定疾患の患者に対して、日常生活で必要に応じた用具を給付します。

【実績・今後の方向性と見込量】

在宅生活支援の観点から、障がい者の生活実態に合わせて、速やかな適正給付に努めます。見込量は実績数値を勘案して算出しています。

(各年度実件数)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日常生活用具	利用件数	—	1	2	2	2	2

■難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない中軽度難聴児の健全な発達を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成します。

【実績・今後の方向性と見込量】

サービスの特性上、対象者が限られ実績は少ないですが、今後必要となる場合には適切なサービス提供を行います。

(各年度実件数)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
難聴児補聴器	利用件数	—	1	3	3	4	4

■車いす等の貸与

疾病や事故等で一時的に車いすが必要になった場合、市役所や福祉センターにおいて、

一定期間、車いすの貸し出しを行います。

(6) 經濟的支援

■各種福祉手当の支給

- ・ 児童扶養手当の支給

父（母）親と生計を同じくしていない、又は父（母）親に重度の障がいがある場合、児童の母（父）親又は母（父）親に代わって養育している者に、一定の所得制限のうえ、児童扶養手当を支給します。

- ・特別児童扶養手当の支給

精神又は身体に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している父親もしくは母親、あるいは父母に代わってその児童を養育している人に、特別児童扶養手当を支給し、在宅心身障がい児の福祉の増進を図ります。

・障害基礎年金の支給

障がいの原因となった病気やけがの初診日（障がいの原因のある疾病で初めて医師にかかった日）において、20歳前の障がい又は国民年金の被保険者期間中（20～60歳未満）もしくは国民年金の被保険者であった60～65歳未満の人に、その障がいの程度（国民年金法による障害等級）により支給し、18歳までの子（国民年金法による1、2級の障がいのある子は20歳未満）を扶養しているときは加算額を加えます。

- ・ 特別障害者手当の支給

著しい重度の重複障がいのため、日常生活に常時特別の介護を要する20歳以上の在宅障がい者に対し、特別障害者手当を支給し、その障がいによって生ずる経済的な負担の軽減を図ります。

- ・障害児福祉手当の支給

重度の障がいのため、日常生活に常時特別の介護を要する２０歳未満の在宅障がい児に対し、障害児福祉手当を支給し、その障がいによって生じる経済的な負担の軽減を図ります。

・自動車税・軽自動車税の減免

- ・ 固定資産税の軽減

(7) 窓口・情報提供の充実 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

■ 広報紙やホームページ等による情報提供の充実

■障がい福祉サービスの冊子等の作成・配布

(8) 意思疎通支援事業等の充実 ●●●●●●●●●●●●●●●●

39

【実績・今後の方向性と見込量】

手話通訳者、要約筆記奉仕員等の確保や技術向上に向け、奉仕員養成研修等を充実するほか、派遣制度を広く周知し、制度の適切な運用に努めます。また、市主催の講演会等の行事には、手話通訳者、要約筆記奉仕員等の派遣を行います。見込量は利用実績と、今後のニーズ拡大を勘案して算出しています。

(各年度実件数)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手 話 通 訳	利 用 件 数	216	197	216	216	216	216
要 約 筆 記	利 用 件 数	39	42	45	48	51	54

(9) その他のサービス ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

■緊急通報システム事業

一人暮らしの身体障がい者等を対象に緊急通報装置の機器を貸与し、急病等の緊急時には、あらかじめ組織された地域支援体制によって、迅速かつ適切な対応を図るものです。

■盲導犬及び介助犬の貸与（県事業）

重度の視覚障がい者や肢体不自由者に対して、盲導犬、介助犬を貸与することにより、就労等社会参加活動を支援します。

■中途失明者等生活訓練事業（県事業）

重度の視覚障がいや自立生活訓練が必要な者に対して、視覚障害者生活訓練指導員を家庭に派遣して、生活相談や援護措置に関する助言、指導並びに歩行訓練、コミュニケーション訓練、日常生活訓練等を行います。

■位置情報提供システム事業

徘徊の症状のある知的障がい者を対象に、GPS（位置情報システム）を用いた位置検索専用端末機を貸与し、行方不明時に家族等に対して位置情報を提供します。

■ファクス119番事業

聴覚や音声機能等に障がい有する者が、火災や急病等の緊急事態発生時にFAXで消防本部へ通報した際、事前に登録されたデータに基づき適切な対応を図るものです。

ごみ出しが困難な高齢者や障がい者への生活支援の一つとして、一定の条件のもと、自宅の玄関までゴミの収集にうかがう、ごみ収集福祉サービス「まごころ収集」を市内全域で行います。

本市においては、身体・知的・精神の障がい種別ごとに、生活支援センターを設置し、福祉サービスの情報提供や利用調整をはじめ、社会参加や権利擁護などに関する相談支援を行っています。さらに、発達が気になる幼児や学齢児童を対象とした生活支援センターを個別に設置し、早期からよりきめ細かな対応ができる体制を整えています。相談件数は年々増加しており、今後、生活支援センターの役割はますます高まるものと考えられます。

また、知的障がい者、精神障がい者等に対する成年後見制度の活用の相談や、障がい者の虐待防止、養護者に対する支援等に関する相談にも取り組んでいきます。

障がい者に対して、障がい種別やその人に合ったサービスに関する情報提供、相談サービスの充実を図るため、専門的な相談員を設置し、本人又はその家族からの相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、関係機関と連携した相談体制の充実に努めます。

平成27年度から支給決定する全ての対象者に提供できるよう、指定特定相談支援事業

者の確保に努めます。また、支援の担い手となる相談支援専門員の量的、質的確保に努めます。

(各年度月平均件数)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計 画 相 談	利 用 件 数	0	53	112	117	130	135
児 童 利 用	利 用 件 数	0	55	66	70	74	77

■地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者及び刑事施設等に収容されている障がい者に対して、住居の確保やその他地域生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

このサービスは平成24年度から新設されるサービスで、障がい者の地域移行に向け、支援の担い手となる相談支援専門員の量的、質的確保に努めます。

(各年度月平均件数)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地 域 移 行 支 援	利 用 件 数	0	1	1	2	2	3

■地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に相談を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

障がい者の地域移行及びひとり暮らしの障がい者の生活支援のため、支援の担い手となる相談支援専門員の量的、質的確保に努めます。

(各年度月平均件数)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地 域 定 着 支 援	利 用 件 数	0	0	1	1	2	3

■身体・知的障がい者相談員の周知と相談の利用促進

身体・知的障がい者相談員を設置することにより、障がい者の各種相談に応じ、必要な指導を行うとともに、障がい者の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力等、障がい者の福祉の向上を図ります。

(2) 自立支援協議会の機能の充実 ●●●●●●●●●●●●●●●●

障がい者の地域での生活を支援するため、関係機関、関係団体、障がい者及びその家族並びに障がい者の福祉、医療、教育、雇用関係者の相互の連携により、地域の課題について情報を共有し、課題解決のための支援体制の整備等について協議します。

特に、地域のネットワーク構築に向けた協議に関すること、地域社会資源の開発及び改善に関すること、障がい者福祉計画の運営評価に関すること、相談支援事業者の運営評価に関すること、困難事例への対応の在り方に関する協議及び調整に関すること、障がい者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関すること等を中心
に協議し課題解決に努めます。

自立支援協議会は相談支援事業との連携のもと、生活支援センター職員で構成する担当者会と専門的な活動を実施する専門部会等も設置し、地域の課題解決に向けたきめ細かな取り組みに努めます。

3 生活環境の充実

誰もが安心・安全に暮らせるまちをめざすため、住まいや公共施設、道路等についてユニバーサルデザイン化を進めるとともにバリアフリーの整備改修を進めます。

また、災害発生時において、誰もが安全に避難できるよう、自治会や地域住民と連携して災害時要援護者支援のための体制づくりに取り組みます。

(1) 人にやさしい施設の整備 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

■公共施設の整備

障がい者が利用しやすいよう、新設の公共施設においてユニバーサルデザインによる設計を推進するとともに、既存の公共施設においても可能な限り、障がい者の利便性に配慮した改修等に取り組みます。

■道路や歩道の整備

誰もが安全で快適な歩行空間を確保するため、計画的に段差の解消等、歩道のバリアフリー化を進めます。

■障がい者対応トイレの設置（オストメイト対応など）

公共施設の新設にあたっては、オストメイト対応トイレ等、障がい者に配慮した設備の設置に努めます。

(2) 住まいの充実 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

■住宅改修費の支給

「障害者総合支援法」の障害福祉サービスに基づく事業で、一定条件に該当する身体障がい者に対して、手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修に要する経費を助成します。

■市営住宅のバリアフリー化の推進

障がい者の快適な住まいを確保するため、既存施設には、バリアフリー化に努めます。

(3) 障がい者への防災対策の充実 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

■災害時要援護者の把握及び支援体制の推進

障がい者や難病患者等の安全確保のため、要援護者を把握するとともに、地域や関係機関と連携を図りながら災害発生時に安全に避難できる体制整備に努めます。

また、いざという時に備え、要援護者も含めた地域住民による防災訓練の実施に向けた支援を行います。

■避難所における障がい者への配慮

一般の避難所での生活が困難な障がい者に対して、福祉避難所での対応に努めます。

■医療や介護サービスの確保

本市では、災害時における医療救護の万全を期するため、生駒市医師会と「災害時における医療救護についての協定書」を締結しており、また、市立病院においては、傷病者の受

け入れや医療救護に対応可能な応急用医療資機材等の備蓄をすすめます。

また、災害時においても継続して必要な介護サービスが受けられるよう、事業所等の協力のもと、介護サービス確保のための体制整備に努めます。

第3章 障がい者理解と権利擁護

事業推進の考え方

障がいのある人となない人とがお互いに尊重し、支え合って暮らすためには、すべての市民が障がいに対する理解を深めることが重要です。障がい者の社会参加が進んできたことなどによって、日常的な交流を通じた理解が広がってきてはいるものの、精神障がい、知的障がい、発達障がい、難病等、目に見えない障がいに対しては、その特性や必要な配慮等について、まだまだ理解が得られていないのが現状です。

今後においては、これらの障がいを含むすべての障がいに対して、地域をはじめ、家庭、学校、職場等の様々な場で、学習や障がい者との交流等を通じ、障がいや障がい者についての理解を深める取り組みとともに、障がい者へのちょっとした配慮や手助けができるよう普及・啓発に積極的に取り組んでいきます。

また、障がい者が障がいを理由として差別を受けず、その人らしく暮らす権利を侵害されることのないよう、障がい者理解に向けた取り組みと一体のものとして、権利擁護に対する取り組みを推進します。

1 交流・啓発による障がい者理解

共生社会の実現に向け、障がい者理解についての各種広報活動を継続的に行うとともに、「障害者週間」等のイベントや様々な機会を通して、障がい者に対する市民の理解を深める啓発や交流活動を推進します。

さらに、障がい者に対してきめ細かな支援を行うため、地域で主体的に行われている様々なボランティア活動や当事者活動など、市民自らができることとして、共助の担い手となる地域福祉活動に取り組める体制を整備していきます。

(1) 啓発・広報活動の推進 ●●●●●●●●●●●●●●●●

■広報紙などによる啓発活動の推進

障がい者理解に向けた記事の掲載など、より多くの市民に障がい者への理解が得られるよう、広報紙による啓発活動をさらに充実します。

■「障害者週間」キャンペーン

１２月３日から１２月９日までの「障害者週間」において、市民の障がい者福祉についての関心や理解を深め、障がい者が社会活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的

として、街頭啓発や講演会等を行います。

■ 疑似体験講座の実施

車いすやアイマスクを着用しての歩行など、体の動きや機能が制限された状態を体感することにより、普段気づかないバリアについてさまざまな角度から考えることができるよう、今後も継続的に実施していきます。

■「障がい」の理解に関する講演会・研修会の開催

障がい者を正しく理解し、障がい者も共に地域の住民として助け合って生活できるように、自立支援協議会や生活支援センター等との連携において、障がいに関する講演会や研修会等を開催します。

■情報伝達のバリアフリー

聴覚や視覚に障がいを抱える人の情報のバリアをなくすため、市の広報紙においては、点訳や音訳、また、イベント等の場においては、障がいに応じた配慮に努めます。

・手話通訳者・要約筆記者の派遣

講演会や各種イベント等において、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

- ・奉仕員等養成研修事業

手話通訳や要約筆記等、種々の社会参加活動における支援者の養成を図ります。

(2) 交流・ふれ合いの促進 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

■市全域を対象としたつどいの開催

市民一人ひとりが健康で生きがいを持って過ごすことができる地域の推進を目的として、市民の健康と意識の高揚を図ります。

■福祉センター事業

福祉センターにおいて各種教室を開催し、障がい者と健常者の交流の場を提供するとともに、障がい者の自立及び社会参加を促進します。

■障がい者関係団体の活動支援

障がい者関係団体が啓発・文化活動等を行う際に、その活動について支援します。

(3) 障がい者理解に向けた取り組みの強化 ●●●●●●●●●●

■学校における取り組み

障がいのある子どもとない子どもとの交流活動等を通して、思いやりや助け合い等、子どもの頃から自然に共生の心を育てることができる取り組みを推進します。

■地域における取り組み

共生社会の実現のため、障がい福祉に関する出前講座のほか、障がい当事者や家族、支援者をまじえた講演会等、障がい者への理解に向けた取り組みを推進します。

■市職員に対する研修等の充実

市の職員として、障がい者を正しく認識し、障がい者に対する理解を深めるため、障がい者や障がい特性をテーマとした研修の強化に努めます。

また、生駒市役所で障がい者の職場体験受け入れ事業を行い、職員が障がいについて理解を深める機会を増やします。

■企業等への働きかけ

企業等に対して障がい福祉に関する出前講座を実施するなど、障がいについての理解を深め、障がい者雇用の推進に向けた取り組みに努めます。

■あいサポート運動の取り組み

障がいのある人もない人も誰もが暮らしやすい共生社会をめざし、障がい者の特性や困っていること・必要な配慮などを理解して、日常生活においてちょっとした手助けができることを目的として、研修会の開催や「あいサポーター」の養成など「あいサポート運動」の取り組みをすすめます。

(４) ボランティア活動の推進 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

■ボランティアの育成

手話、点訳、要約筆記等のボランティア講座やセミナーを開催し、障がい者を支援するボランティアの育成に努めます。

市民活動推進センターららポートにおいて、ボランティア活動を希望する人に、希望する活動のコーディネートを行います。

平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。この法律に基づき、障がい者虐待に関する相談や通報の窓口として、障害者虐待防止センターを設置し、虐待事案が発生した場合には、市と関係機関が連携して早期対応を図ります。

さらに、平成25年6月に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が成立しました。この法律では、行政機関や事業者による障がい者に対する『差別的取り扱い』を禁止し、『社会的障壁の除去』を実施するための合理的配慮をおこなうこととされています。平成28年度の施行に向けて、国の動向などを踏まえ、障がい者の差別を解消するための支援措置の取り組みに努めます。

高齢者や知的障がい、精神障がいのある人等で、自分に必要な福祉サービスを選んだり、利用契約を結んだり、利用料の支払いをすることが困難な方への支援サービスで、生駒市社会福祉協議会が窓口となっています。

49

の利用について講演会や広報等を通じて広く市民に周知するとともに、障がい者生活支援センターや地域包括支援センター等を通じて相談体制を強化します。

■成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用する必要がある場合に、申請の際のサポートや、低所得者については申請に要する経費や成年後見人への報酬の助成を行います。

■成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

■障害者虐待防止センターの設置

障がい者に対する虐待や差別の防止に向けて、市民や企業等への啓発に努めます。また、虐待に関する相談や通報などの情報提供があった場合には、市と関係機関が連携して個別支援会議等でケース検討を行い、養護者の支援を含めた虐待に対する早期対応、早期解決を図ります。

■相談窓口の充実と周知

障がい者に対して、障がい種別やその人に合ったサービスに関する情報提供、相談サービスの充実を図るため、専門的な相談員を設置し、本人又はその家族からの相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、関係機関と連携した相談体制の充実に努めます。また、障がい者が、医療、教育、就労など暮らしに関する様々な不安について、安心感を得られるよう、相談窓口や相談の方法について周知に努めます。

第4章 障がい者の社会参加と就労支援

事業推進の考え方

障がい者一人ひとりが地域社会の一員として主体性を発揮し、生き生きとした生活を送るために、それぞれの障がい特性に応じた、スポーツ・文化・レクリエーション活動への参加機会の拡充等が必要です。

また、スポーツ・文化・レクリエーション活動は、障がい者の生活の質（ＱＯＬ）を向上させるうえで重要な役割を果たすだけでなく、健康の増進・機能回復への効果も期待できることから、今後も引き続き、障がい者がこれらの活動に気軽に参加できる場・機会を設けるよう努めます。

障がい者にとっての就労は、より自立した生活をめざすということだけでなく、社会参加、自己実現、さらには社会に貢献するという観点からも重要です。

そのため、障がい者がその適性と能力に応じて可能な限り就労の場に就くことができ、また就労を継続できるよう、就労の場の確保をすすめるとともに、雇用者に対する障がい者理解への取り組み等、就労に関わる環境整備に努めます。

1 社会参加への支援

文化活動やスポーツ活動によって障がいのある人とない人との交流を推進する一方で、これらの活動によって自己の能力を磨き、達成感を感じるといった経験ができるよう、社会参加の機会の充実とともに、社会参加をするために必要な移動や情報提供などの側面からの支援の充実に努めます。

(1) 活動の機会の確保 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

■福祉センター事業の充実

障がい者が生き生きと日常生活を送ることができ、社会活動に参加できるよう、各種教室の開催や意思疎通支援のための事業など福祉センター事業で実施する事業の充実を図ります。

■自発的活動（ピアサポート）の支援

障がい者やその家族同士が当事者として、お互いの悩みを共有し、お互いの体験や経験を

もとの語り合い、課題解決に向け協働的にサポートを行う取り組み(ピアサポート)を支援し、充実を図ります。

■外出支援の充実

移動支援や同行援護、行動援護等の障害福祉サービスの利用により外出ができ、障がい者が社会参加できるよう支援します。

■情報提供の充実

障がい者が利用しやすいよう、文化・スポーツ活動のイベント等、情報発信を工夫します。

■福祉有償輸送の適切な運営

社会福祉法人やNPO法人などの非営利法人が主体となり、外出に介護が必要で公共交通機関を利用して移動することが困難な障がい者のために、通院・通所などの外出をサポートする福祉有償運送事業について、隣接市と共同で運営協議会を設置し、適切にその運営が図られるよう、必要な事項の協議を行い、指導・助言を行います。

(2) スポーツ・文化活動等の推進 ●●●●●●●●●●●●●●●●

スポーツ大会等身近に身体を動かすことのできる機会の提供や障がい者専用のスポーツ用具・設備の設置など、障がい者のスポーツ活動を推進します。

また、文化活動等においても、障がいのある人がない人とともに参加、活動しやすい環境づくりに努めます。

2 就労支援の充実

障がい者がその適性と能力に応じて可能な限り就労の場に就くことができるよう、ハローワーク等関係機関との連携や啓発活動の強化のほか、職場環境の改善、職場定着のための支援体制の整備が必要です。

一般企業における就労だけでなく、企業等での就労が困難な障がい者に対する福祉的就労について、事業所等の協力を得て提供施設を開設することなど就労の場の確保に積極的に努めます。

また、障がい者就労支援施設等からの物品や役務の優先的調達の推進など、様々な角度か

ら就労支援を充実し、さらに福祉的就労から一般就労への移行等の推進を図ります。

(1) 雇用の促進と安定 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

■雇用を促進するための啓発活動の推進

障がい者の雇用に関する理解と認識を深めるための啓発を行うとともに、ハローワーク等との連携のもと、企業に対し、障がい者雇用に対する助成制度等の利用について、啓発を図ります。また、障がい者の就労支援の一環として、職場体験の受け入れ事業所の拡大を図られるよう理解と啓発に努めます。

■相談窓口の利用促進・情報提供の推進

ハローワーク等の就業相談事業についての利用促進を図るとともに、「障がい者生活支援センター」や「障害者就業・生活支援センター」、「障害者職業センター」及び各種相談支援事業者との連携を図ります。また、「障害者就業・生活支援センター」の出張窓口相談を市内に開設します。

■生駒市役所における職場体験受け入れ事業

障がい者が「働く」ことを具体的にイメージできるよう、特別支援学校や就労支援事業所、「障害者就業・生活支援センター」等の関係機関との連携のもと、実体験の場として生駒市役所において職場体験の受け入れを積極的におこないます。

(2) 福祉的就労の支援 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

■就劳移行支援

就労を希望する障がい者に対して、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

■就労継続支援

通常の事業所での就労が困難な障がい者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

■障がい者就労支援施設等からの物品や役務の優先的調達の推進

障害者優先調達推進法に基づき、毎年、障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の目標などを定めた「生駒市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」や実績を公表します。

また、市役所における物品の購入及び役務の発注について、情報発信を行うとともに全庁的に障がい者就労施設等からの調達の推進等を図ります。

■授産品販売の支援

公共施設における販売スペースの確保など、市内の障がい者施設で作られた授産品の販売活動を支援します。

特に、生駒市役所等関連施設での授産品の販売については、社会福祉法人等と一体となり市の事業として販売活動を展開していきます。

第3部 計画の推進体制

障がい者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域における利用しやすいサービス体制づくりと、互いに尊重し、共に支え合い、助け合う、地域福祉の体制づくりを推進し、「住民一人ひとりの想いが支える誰もが安心して暮らせるまち いこま」の実現をめざしていきます。

(1) 地域や関係機関との連携

生活介護や就労支援などの自立支援、権利擁護や啓発等、障がい者を取り巻く様々な課題について、今後も社会福祉協議会、民生委員・児童委員連合会、医師会、自治会、当事者及び家族会、ボランティア団体等の関係機関と連携し、総合的・継続的なケアの提供に努めます。

このため、障がい者の地域での生活を支援するため、障がい福祉に関する関係機関による連携や相談支援等、地域の課題解決に向けて自立支援協議会で協議をしています。

自立支援協議会は、相談支援事業と連携を図りながら、生活支援センター職員で構成する担当委員会や専門的な活動を実施する専門部会等も設置し、地域の課題解決に向けたきめ細かい取り組みができるよう努めています。

また、ボランティアの養成、育成や既存のボランティア活動への支援等、インフォーマルなサービスを含めた身近な地域での見守り体制の強化をめざし、地域コミュニティ機能を高めるよう、関係機関や市民活動団体との連携を図っています。

(2) 国、県との連携

計画の推進にあたっては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国、県との連携を深め、必要に応じて協力の要請を行い、計画の推進を行います。

今後、少子高齢化と核家族化が進む中で、誰もが生涯を通じて生きがいを持ち、社会参加を果たすためには、身近な地域での環境づくりがますます重要となります。特に、一人暮らしや高齢の親等から介護を受けている障がい者が、地域で安心して毎日を送るためにも、身近な地域での日常的な交流や助け合いが重要です。このことから、日常的な交流の場や市民自らの地域活動を重要な柱と位置づけ、支える側の誰もが生き生きと活動できるよう、また支えられる側の誰もが安心して過ごせるような地域のネットワークを築く必要があります。

具体的な活動としては、地域で暮らす住民が様々な障がいの特性や障がい者が困っていること、そしてそれぞれに必要な配慮を理解し、日常生活で配慮を実践していく「あいサポート運動」の実践や同じ障がいや悩みなどを抱えている障がい当事者同士が、協働的にサポートを行う相互支援(ピ

アサポート）などの取り組みも大切です。

これらの活動を通じて、障がい者は他人に支えられている意識と、生活に活力を生みだすことにつながることを期待されます。また、主に支援される側の障がい者が支援する側に回ることで、社会に貢献しているという意識や生きがいを生み出すことができ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが可能になります。

地域のネットワークには、民生委員・児童委員、自治会及び各ボランティアグループ等の関わりがますます重要になっており、今後は、より多くの市民参加のもと、本市、生駒市社会福祉協議会、関係団体等が連携してネットワークの形成に向けた取り組みを行います。

3 社会福祉協議会との連携強化

地域福祉を推進していくためには、住民との協働が重要であり、それぞれの地域の実情に即した地域活動を展開していく必要があります。

社会福祉協議会は、地域福祉活動を推進する中核的な役割を果たす組織として法律で位置づけられていることから、さらに、生駒市社会福祉協議会と協働し、地域福祉活動の推進に努めていきます。

そのため、社会福祉協議会が持つ独自の地域福祉ネットワークなどを活用しながら、成年後見制度の充実や障がい者理解に関する啓発活動などの事業を通じて、連携をさらに強化していきます。

4 各地域における啓発と福祉活動の活性化

障がい者の高齢化・重度化、「親亡き後」を見据え、居住支援の機能強化を図る必要があるとされています。障がい者自身が地域住民の一員となった際に地域の理解が不可欠です。

本市では、自治会をはじめとする地域単位の組織が活発に活動しており、地域の福祉活動にも幅広く対応されています。しかしながら、これら地域単位の組織全てが、障がい者福祉に関して深い理解を有しているわけではありません。

そのため、これらの組織に対し、市職員による出前講座やあいサポート運動、講演会等を通じて、さらに理解を深め、福祉活動が活性化するよう啓発に努めます。

また、障がい者が地域で定着できるよう、親元からの自立を希望する者に対する支援等をすすめ、地域の暮らしの安心感を担保するため、相談やサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりをすすめていきます。

5 行政としての推進体制

本計画は、保健・医療・福祉分野のみならず、総合的な支援に取り組む方針を示すものです。この計画に基づき、市民への保健・医療・福祉サービス等に関する情報提供を強化するとともに、障

がい者に対する福祉施策や自立支援、権利擁護等に総合的に取り組みます。

そのためにも、福祉部局を中心に庁内関連部局と連携するとともに、職員についても、専門的な資質や能力だけでなく総合的な視野を持って業務が遂行できるよう、市職員の研修等の拡充に努め、各種施策・事業を推進していきます。

6 計画の進行管理

計画は、障がい者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要になります。

そのため、作成した計画について、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的にその進捗を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応していくことが求められます。

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することやその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。計画の見込量や目標数値等の進行管理については、各種事業の実施状況やサービス利用者及びサービス提供量などの把握を行うとともに、有識者などから意見を聴取し、計画推進に際しての課題の抽出と対応策について検討を行っていきます。

